

訪問介護サービス重要事項説明書

1. お客様に訪問介護サービスを担当する事業所について

事業所名	神河町社会福祉協議会訪問介護事業所
所在地	兵庫県神崎郡神河町粟賀町630番地
連絡先	0790-32-2303
管理者氏名	神河町社会福祉協議会 事務局長 難波義博
営業日・時間	日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）を除く、すべての日 8:30～17:15
事業所指定番号	兵庫県指定 2873400796
事業開始時期	平成17年11月7日
サービスを提供する実施地域	神河町内
事業の目的・方針	当事業所は、お客様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

2. 当事業所の従業員について

(1) 当事業所の従業員は次のとおりです。

職 種	員 数	業 務 内 容	資格内訳
サービス提供責任者	常勤2名	申請申し込みに係る調整 訪問介護員等への技術指導	介護福祉士又は介護福祉士実務者研修修了者
訪問介護員	6名以上 (常勤換算2.5人以上)	訪問介護サービス提供	介護福祉士又は介護福祉士実務者研修修了者。介護職員初任者研修修了者。ホームヘルパー2級課程修了者

(2) お客様に訪問介護サービスを提供する当事業所の従業員は、身分証明書を携行し、初回訪問時及びお客様やご家族から求められた際は、いつでも提示をします。

3. サービス内容

お客様に対しては、次の中から選択されたサービスを、指定の時間帯に応じて提供します。なお、サービス提供に当たっては、「訪問介護サービス計画」「サービス利用手順書」に沿って、計画的に提供します。

身体介護中心型サービス	<p>身体介護とは、訪問介護員（ホームヘルパー）が1. お客様の身体に直接接触して行う介助、並びに2. これを行うために必要な準備及び後始末3. お客様が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助・専門的な援助です。</p> <p>具体的な主なサービスは次のとおりです。</p> <p>①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の着脱</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	⑤整容介助 ⑥身体の清拭・洗髪 ⑦入浴介助 ⑧食事介助 ⑨体位交換 ⑩服薬の見守り介助 ⑪通院等介助 ⑫その他（ ）
生活援助中心型サービス	◆ 生活援助とは、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助です。 主なサービス内容は次のとおりです。 ①調理 ②洗濯 ③住居の掃除・整理整頓 ④買い物 ⑤薬の受け取り ⑥衣服の入れ替え ⑦その他（ ）

4. サービス利用料金表

(1) お客様の訪問介護サービス利用料金 (1回)

区分	提供時間	20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
		料金	お客様負担料金	料金	お客様負担料金	料金	お客様負担料金
身体介護	昼間	3,650円	365円	5,780円	578円	8,470円	847円
	早朝 夜間	4,560円	456円	7,230円	723円	10,590円	1,059円
	深夜	5,470円	547円	8,680円	868円	12,710円	1,271円
生活援助	提供時間	20分以上 45分未満		45分以上			
		料金	お客様負担料金	料金	お客様負担料金		
	昼間	2,680円	268円	3,290円	329円		

[上記金額には特定事業所加算(Ⅰ)20%と介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)2.45%が含まれています。]

注1) 訪問介護サービス利用料金表の「お客様負担料金」は「料金」の1割を例示しています。二割負担の場合は、上記金額表の二倍になります。三割負担の場合は三倍になります。割合は、「介護保険負担割合証」を確認ください。

注2) 今後この料金体系は変更する場合があります。その際はお客様に事前に文書をお渡しして、説明します。

注3) 平常の時間帯(午前8時30分から午後5時15分まで)以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時間帯	午前6時から午前8時まで ※25%加算	午後6時から午後10時まで ※25%加算	午後10時から午前6時まで ※50%加算

注4) 1回の訪問介護サービスにおいて「身体介護」と「生活援助」が混在する場合は、サービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分して、それに要する標準的な時間で位置付けることとし、30分を1単位として「身体介護」と「生活援助」を組み合わせで算出します。

注5) 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、お客様の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

* 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・ 体重が重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などがみられる方へサービスを行う場合
- ・ エレベーターのない建物の2階以上の居室から、歩行困難なお客様の外出介助する場合
- ・ 深夜帯の訪問で、訪問地域の環境等を鑑みて、訪問介護員2人対応が望ましい場合

注6) お客様がまだ要介護認定を受けていない場合①サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。但し、「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は現物給付となります。②認定が「自立」の場合は、全額自己負担となります。

また、要支援もしくは要介護の認定を受けていても、「居宅サービス計画」が作成されていない場合は償還払いとなり、一旦全額料金をお支払いいただきます。

償還払いの場合は、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注7) 看取り期のお客様にサービスを提供する場合に、2時間未満の間隔でサービスが行われた場合に、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定をいたします。

（2）その他の加算

※初回加算（200単位/回）

新規に訪問介護計画を作成したお客様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合加算いたします。初回利用時のほか、利用者が過去2カ月に当該事業所からサービスの提供を受けていない場合にも加算いたします。

※ 緊急時訪問介護加算（100単位/回）

お客様やそのご家族から要請を受けてサービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが認めたとき、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合加算をいたします。